

平成23年度 東日本大震災対応に関する取組み

平成23年5月10日

I 取り組む項目と具体的な内容

【総務部関係】

■ 東日本大震災に伴う被災地でのボランティア活動支援

鯖江市災害ボランティアセンター連絡会等と連携しながら、東日本大震災に伴う被災地での市民による災害ボランティア活動を積極的に支援します。

- ◆ 県災害ボランティアセンター連絡会等と連携・協力し、市民ボランティアの派遣について必要な支援を組織的かつ継続的にを行います。
- ◆ 被災地において災害ボランティア活動を行う市民グループに対し、交通費、支援物資や資材の購入費、ボランティア保険加入費など必要経費の一部を補助するため、市災害ボランティア支援準備金制度を充実します。

【政策経営部関係】

■ 東日本大震災に伴う支援

東日本大震災に伴う鯖江市が行う支援活動に関して、支援物品の調達や財政支援の確認など庁内の調整を行います。

【健康福祉部関係】

■ 災害見舞金の支給

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する世帯に対し、見舞金を支給します。（1世帯1回限り）

	被災状況	見舞金額（1世帯あたり）		
		単 身	2～3人	4人以上
◆	自宅が全・半壊 福島第1原発避難対象区域	10,000円	30,000円	50,000円
	4県の上記以外の被災	10,000円	20,000円	30,000円

■ 保育料の援助

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する世帯の園児に対し、災害見舞金に上乗せして支給します。

◆ 園児1人あたり	20,000円
-----------	---------

■ 災害援護生活つなぎ資金貸付金

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に住民登録を異動した世帯に対し、生活の立ち上げに資するために貸付を行います。（1世帯1回限り）

	被災状況	貸付限度額	貸付期間
◆	自宅が全・半壊 福島第1原発避難対象区域	50万円 (1ヶ月10万円限度)	住民登録を異動した月 から6ヶ月以内。ただ し、就職した段階で貸 付を停止する。
	4県の上記以外の被災	20万円 (1ヶ月4万円限度)	
	貸付条件	償還期間5年間（2年据置）で無利子。	

■ 介護保険サービス利用者負担額の減免

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、避難した被保険者が介護保険サービスを利用した場合の利用者負担額を減免します。

	被災状況	減 免 額
◆	自宅が全・半壊 福島第1原発避難対象区域	利用者負担額の全額
	4県の上記以外の被災	利用者負担額の半額

■ 保育所の保育料の減免

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に住民登録を異動した世帯で、保育所に入所したものがあるときは、入所した月から6ヶ月保育料を減免します。

	被災状況	減免額
◆	自宅が全・半壊 福島第1原発避難対象区域	保育料の全額
	4県の上記以外の被災	保育料の半額

■ 乳幼児の一時保育の減免

岩手、宮城、福島、茨城の各県から避難してきた人に対して、保育所およびすみずみサポート事業所での一時保育に対する本人負担を減免します。

◆	減免の期間	鯖江市へ避難した月から6ヶ月
	減免の範囲	本人負担額の全額

■ 予防接種費の減免

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する人に対し、予防接種費を減免します。

	予防接種名	接種対象
◆	高齢者インフルエンザ	65歳以上。60～64歳で基礎疾患を有する人
	BCG 三種混合 麻しん風しん混合（第1期）	乳幼児：～2歳頃
	日本脳炎	乳幼児：3歳～、9～13歳
	二種混合	11歳
	麻しん風しん混合	年長児、中1、高3

■ 妊婦健康診査費用の補助

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する人に対し、妊娠中に必要な検査回数の費用を補助します。

	検査名	回数
◆	妊婦健康診査	14回
	初回血液検査	1回
	子宮頸がん検査	1回
	HTLV-1	1回
	性器クラミジア検査	1回

■ 乳児健康診査費用の補助

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する対象年齢の乳児に対し、必要な検査の費用を補助します。

◆	対象乳児	1か月児・4か月児・9～10か月児の3回
---	------	----------------------

■ 一般健康診査の減免

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する人に対し、一般健康診査および放射能測定等を受診してもらい、その検査料を減免します。

◆ 医療機関	丹南病院（費用1人あたり11,000円）
受診期間	当該年度1回のみ

■ 医療機関での受診・窓口負担

災害救助法が適用される被災地の住民であった方は、医療機関での受診・窓口負担については、次のとおりとします。（当面、5月診療分までの支払猶予。ただし、③の場合は5月のうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、⑥の場合は5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。）

◆	災害救助法が適用される被災地の住民であった方は、被保険者証がなくても、氏名、生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。また、公費負担医療（障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等）も手帳等の提示なしに受診できます。
◆	災害救助法が適用される被災地の住民であった方で、次の申し立てを行った方は、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。 ①住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方 ③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象になっている方（福島第1原発から半径30km圏内）

【産業環境部関係】

■ 被災者の就労支援

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に住民登録を異動した人への就労支援・就職活動への支援を行います。

◆ 就労支援：今年度実施の緊急雇用創出事業の雇用において被災求職者を優先的に雇用。また、市の臨時職員としてつなぎ雇用を実施。
◆ 就職祝金：鯖江市に住民登録を異動した人が、県内事業所に就職した時点で2万円の祝い金を支給。

■ 被災地域の企業・事業者等への支援

岩手、宮城、福島、茨城の各県の被災地域の企業や事業者が鯖江市に移転する場合に支援します。

◆被災地域の企業が鯖江市に移転を希望する場合に、従来の企業立地助成金や融資制度を緩和・拡充する。
◆被災地域の事業者等が鯖江市に移転を希望する場合に、空き店舗をあっ旋するとともに、新たな助成制度を整備し受け入れを図る。

■ 被災者の交通手段の確保

岩手、宮城、福島、茨城の各県から避難してきた人に対して、交通手段の確保を支援します。

◆ つつじバスの乗車券を贈呈する。（6ヶ月間）

■ 被災者に対する公共入浴施設の無料化

岩手、宮城、福島、茨城の各県から避難してきた人に対して、入浴無料サービスを行います。

◆ 市民ホールつつじ、ラポーゼかわだの6ヶ月間の無料入浴券を贈呈する。

■ 被災者の市内での就農支援

東日本大震災で被災された方が、鯖江市内で就農する場合に、新たな農地探しや農業機械の整備等、早期に営農が安定するように、鯖江市の新規就農支援システムに基づき、その支援内容を拡充して支援します。

◆ 支援内容

支援区分	支援内容	助成内容
就農者経営支援	就農初期の経営安定のために奨励金を交付	非農家出身者:3年間 総額360万円 兼業農家出身者:2年間 総額300万円 専業農家出身者:2年間 総額300万円
条件整備	農耕機材の購入および農地の盛土等の整備に要する経費に対する助成	条件整備に要した経費の1/2（限度額50万円、就農から3ヶ年間）
就農者住宅・農作業所・農地等確保支援	就農者の住宅、農作業所、農地等の賃借料に対する助成	賃借料の1/2（限度額50万円、就農から3ヶ年間）
就農者機械等リース事業	就農に必要な機械(トラクター、コンバイン、パイプハウス等)のリース経費に対する助成	機械等の購入費の1/3を助成（ただし、100万円以上の購入費が対象）

【都市整備部関係】

■ 社会資本整備事業費の見直し

東日本大震災による甚大な被害に伴う災害復旧事業を最優先とする国の方針による社会資本整備総合交付金の交付内示額の減額により、社会資本整備事業費の見直しおよび抑制を行います。

■ 市内居住被災者の生活支援

東日本大震災で被災された方が、鯖江市内に避難し居住する場合における上水道料金および下水道使用料の一部を減免します。

◆ 岩手県、宮城県、福島県および茨城県で被災された方で、鯖江市内に1ヶ月以上避難、居住する方に係る上水道料金および下水道使用料について、基本料金相当額を減免する。なお、減免する期間は、自宅が全・半壊した場合および福島第1原発避難対象区域に居住していた方については3期分（6ヶ月分）、それ以外の被災者の方については1期分（2ヶ月分）とする。

■ 被災され避難してきた方への住まいに関する支援

東日本大震災で被災された方が、市内で一時避難生活する場合、市営住宅の無償提供や民間賃貸住宅の家賃補助を行います。

◆ 岩手、宮城、福島、茨城の各県から避難してきた人に対して、市営住宅を被災者住宅として無償提供する。なお、無償提供の期間は自宅が全・半壊または福島第1原発避難対象区域に居住していた方については入居から6ヶ月、それ以外の方は入居から2ヶ月とする。
◆ 岩手、宮城、福島、茨城の各県から避難してきた人に対して、鯖江市に住民登録を異動し、民間の賃貸住宅に入居した場合、27,000円/月を限度として、家賃の半額を補助する。なお、補助の期間は自宅が全・半壊または福島第1原発避難対象区域に居住していた方については入居から6ヶ月、それ以外の方は入居から2ヶ月とする。ただし、市営住宅の無償提供を受けていた場合には、補助期間からその期間を除く。

【教育委員会関係】

■ 就学支援

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する世帯の児童生徒に対して、学用品等購入のための援助を行います。

◆	小学生1人あたり	20,000円
	中学生1人あたり	23,000円
	高校生1人あたり	25,000円

■ 幼稚園入園料の援助

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する世帯の園児に対して、入園料を支給します。

◆	園児1人あたり	20,000円
---	---------	---------

■ 教科書の給与 *国の支援

岩手、宮城、福島、茨城の各県から避難してきた児童生徒に対して、通常の転入学と同様に教科書を給与します。

■ 給食費の補助

岩手、宮城、福島、茨城の各県で被災し、鯖江市に1ヶ月以上避難、居住する児童生徒に対して、6ヶ月間給食費の支援を行います。

◆	月額	4,000円～4,500円
---	----	---------------

■ 図書館利用の利便性向上

岩手、宮城、福島、茨城の各県から避難してきた方に対して、身分証明書等の提示がない場合でも貸出カードを発行し、被災者の利便性向上を図ります。